別紙様式第4
横浜薬科大学

感染症登学許可証明書

学籍番号		学年		氏名	

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、大学に登校できません。
他者への感染のおそれがなくなり登校に支障がなくなりましたら本証明書に記入し、教務課まで提出してください。

① インフルエンザに罹患した場合(本人が記述)

解熱剤を使用しなくても解熱していて、出席停止期間を過ぎてから登校してください。
登校したら、まず太枠内を記入し、罹患したことを示す書類等(処方の説明や薬袋などで可)を提出してください。

感染症名	出席停止期間	発症期間	治癒の状態に至って
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	年　月　日～　　月　日	いる ・ いない

② 下記の感染症に罹患した場合(本人が記述)

担当医に二重線内を記入してもらってから登校してください。

上記の者は下記疾病が軽快し他への感染の恐れがないものと考え
年　　月　　日より登校しても支障がないことを証明します。

登校停止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

該当疾患名に○	感染症名		出席停止期間
	第1種	第1種感染症【　　】	治癒するまで
	第2種	麻疹(はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がカサブタになるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医・その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	第3種	流行性角結膜炎(はやり目)	病状により学校医・その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		急性出血性結膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		マイコプラズマ肺炎	
		溶連菌感染症	
		感染性胃腸炎(ノロウイルス等)	
		コレラ・赤痢・腸チフス	

年　　月　　日

医療機関名 ・住所

医師名　　㊞